

---

---

## 武力攻撃下の離島における民間人の避難が抱える課題 —八重山地域に焦点を当てて—

---

---

日本大学危機管理学部 教授 吉富 望

- I はじめに
- II 研究の焦点
- III 前提とする武力攻撃の様相
- IV 島外避難における課題
- V 島内避難における課題
- VI おわりに：更なる課題

### I はじめに

世界では多くの難民や国内避難民が発生しており、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は2022年中頃時点での世界中の難民の数は約3,250万人、国内避難民の数は5,320万人と発表している<sup>1</sup>。一方、こうした難民<sup>2</sup>や国内避難民が発生する主要な原因は内戦、政変、民族弾圧などの国内混乱であるため、これらの原因を想定しづらい日本では、自国内で難民または国内避難民が発生した際の対処についての研究が活発とは言えない。

他方、2022年2月24日にロシアから武力攻撃を受けたウクライナでは、多くの民間人が戦闘を逃れてウクライナ国外、あるいは国内の比較的安全な地域に退避している。UNHCRの発表によると、2022年10月25日の時点でウクライナから欧州諸国に逃れた難民の数は7,751,169人である<sup>3</sup>。ウクライナの人口は約4,159万人（2021年時点）であることから<sup>4</sup>、この人数は人口の約19パーセントにあたる。また、国際移住機関（IOM）は戦闘を逃れてウクライナ国内の他の地域に逃れた国内避難民<sup>5</sup>の数を約697.5万人（2022年8月23日時点）と推定しており<sup>6</sup>、この人数は人口の約17パーセントとなる。これらの数字は、外国による武力攻撃が多くの難民や国内避難民を生むことを示しており、日本でも、外国からの武力攻撃を受けた場合には、多くの難民や国内避難民が生じる可能性がある。このため、武力攻撃に際して民間人を難民あるいは国内避難民として安全に避難させる方策に関する研究の必要性は高い。

それでは、日本は外国から武力攻撃を受ける可能性はあるのだろうか。令和4年版防衛白書では、日本周辺の安全保障環境について「強大な軍事力を有する国家などが集中し、軍事力のさらなる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている」との認識を示している<sup>7</sup>。特に同白書では軍事力の強化および軍事活動の活発化が著しい中国について「わが国を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念」<sup>8</sup>とし、中国が日本固有の領土である尖閣諸島周辺において力を背景とした一

方的な現状変更の試みを執拗に継続するとともに事態をエスカレートさせていることへの警鐘を鳴らしている<sup>9</sup>。また中国は、台湾統一のためには武力行使も辞さない姿勢を維持し、これに対抗する台湾および台湾を支援する米国との間で緊張が高まりつつある。万が一、台湾を巡って軍事衝突が生起すれば、台湾に近接する日本にとって重要影響事態あるいは存立危機事態となる可能性があり、この際に日本が攻撃されれば武力攻撃事態となる<sup>10</sup>。このように、尖閣諸島あるいは台湾での紛争に起因する日本に対する武力攻撃の可能性はあると言わざるを得ない。

なお、本稿ではロシアによるウクライナ侵攻における難民および国内避難民の状況を参考にしているが、ウクライナと日本とで大きく異なる点は、ウクライナは欧州と陸続きである一方、日本は島国であるという点である。ウクライナでは、侵攻を受けている最中でも民間人は車、鉄道あるいは徒歩でポーランドなどの隣国に退避し、難民となることができる。一方、島国である日本では、武力攻撃下で船舶・航空機などの移動手段を確保し、安全に外国に移動して難民になることは難しい。したがって日本では、民間人を国内避難民として安全に避難させる方策について研究することが重要となる。

## II 研究の焦点

中国人民解放軍（以下、中国軍と略称）は2022年8月4日から7日までの間、台湾周辺において台湾本土への侵攻、台湾の海上封鎖などを念頭に置いたとみられる大規模な演習を実施した。この演習において、中国軍が発射した弾道ミサイル5発が中国の公表していた沖縄県・波照間島南西の訓練海域の中の日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下したものと推定されている。なお、中国軍の弾道ミサイルが日本のEEZ内に落下したのは初めてであった<sup>11</sup>。

2021年3月に米インド太平洋軍司令官のデービッドソン海軍大将（Adm. Phil Davidson）が中国は2027年までに台湾に侵攻する可能性がある」と指摘したこともあり<sup>12</sup>、上記の演習が示す中国の台湾に対する軍事的威圧の増大は、日本国内でも大きな懸念を生んでいる。その懸念には、中国の台湾侵攻に対する懸念のみならず、それに伴う中国の日本に対する武力攻撃への懸念も含まれており、日本経済新聞社が2022年8月10日、11日に実施した世論調査によると、中国が台湾に侵攻した場合に日本が巻き込まれる可能性について「恐れを感じる」との回答が81パーセントに達した<sup>13</sup>。

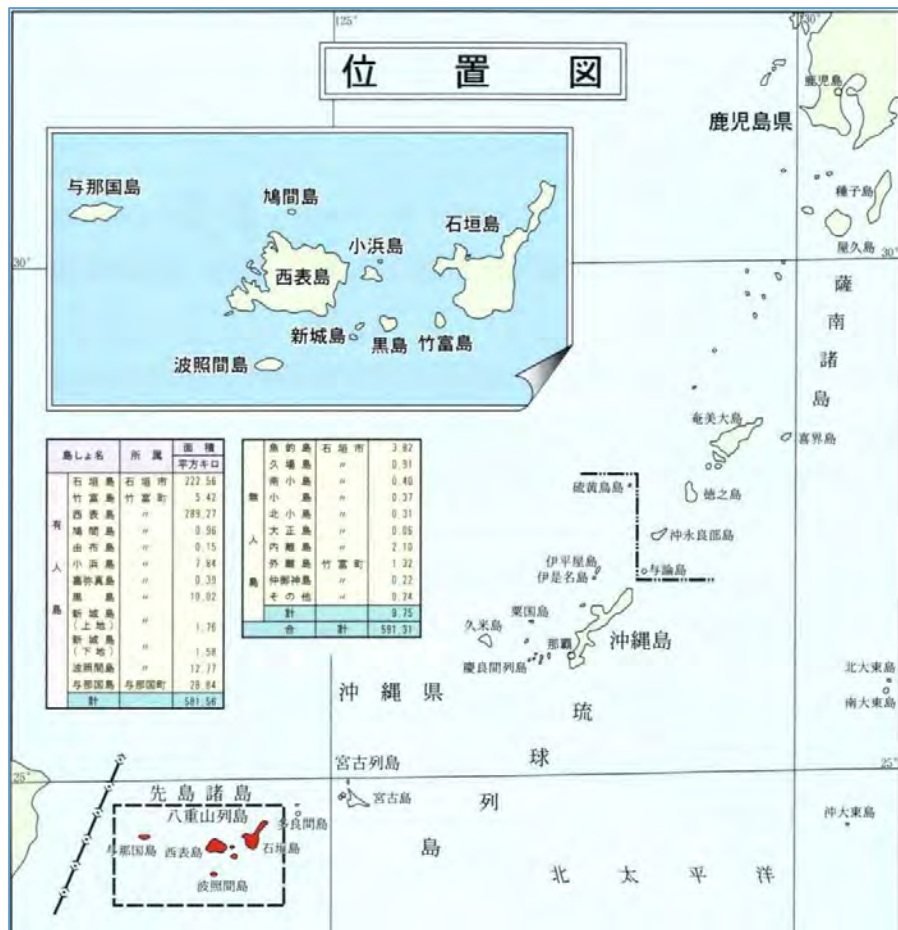
中国の台湾侵攻に伴う日本に対する武力攻撃は、特に、台湾に近接する沖縄県の八重山地域の自治体にとって大きな懸念となっており、石垣市、与那国町および竹富町で構成される八重山市町会は2022年8月9日、武力攻撃を想定した離島住民の避難および支援体制の構築を急ぐよう沖縄県に要請している<sup>14</sup>。この要請には、日本のEEZ内に弾道ミサイルを撃ち込むという中国軍の威圧的な演習内容が影響したと考えられる。加えて、約6万人の住民の安全に責任を有する八重山地域の自治体としては、ロシアのウクライナ侵攻で目の当たりにした民間人の大きな犠牲は、他人事

ではあるまい。また、八重山地域の自治体の懸念の根底には、この地域の地勢がある。

既に述べたように、島国たる日本では武力攻撃下で民間人が外国に逃れることは容易ではなく、戦闘が及ばない国内の他の地域への避難が必要となる。しかし、図表1に示すように12の有人離島を含む八重山地域では、島外への避難経路は海路・空路に限られ、武力攻撃下では船舶・航空機の確保、ならびにそれらの安全な運航は保証できない。仮に島外への避難が難しいとすれば、八重山地域には島内避難しか選択肢はない。とはいえ、武力攻撃下で島内に残った民間人が戦闘に巻き込まれるのを防ぎ、最低限の安定した生活を保障することは、限られたリソースしか有さない八重山地域の自治体のみならず、沖縄県や国にとっても難題である。

武力攻撃事態などにおいて国民の生命、身体及び財産を保護するため、国は2004年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、国民保護法と略称）を定めている<sup>16</sup>。しかし、離島からの民間人の避難は国民保護上の課題として残されており、この課題を見据えた多くの先行研究がある。例えば中林啓修は、先島諸島<sup>17</sup>への攻撃を想定した民間人の島外避難についてケーススタディを行い、その結果を踏まえながら現在の国民保護制度を巡る課題を検

図表1 八重山地域の地勢



「八重山地域の概要」沖縄県ホームページ<sup>15</sup>から引用

討し、国民保護法制の改善の方向性について、特に自治体の果たすべき役割に注目して整理している<sup>18</sup>。また塩川洋志は、第一次世界大戦および第二次世界大戦において避難途中の民間人が攻撃された事例を取り上げつつ、武力紛争時において海路・空路で民間人を避難させる際の問題点および民間人の輸送に関連する武力紛争法について考察している<sup>19</sup>。更に横尾和久は、太平洋戦争中のマリアナ戦史に目を向け、民間人の島外避難および島内避難について日本側の取り組みに焦点を当てて研究し、自衛隊による離島防衛における民間人保護への教訓を汲み取っている<sup>20</sup>。

これらの先行研究を下敷きとしつつ本稿では、台湾および尖閣諸島に近接する八重山地域に焦点を当て、武力攻撃下における民間人の避難について島外避難と島内避難に区分し、それぞれが抱える課題を明確にしていく。この際、本稿では二つの点に留意する。第一には、先行研究が明確にしていなかった八重山地域における中国による武力攻撃の様相の一例を提示し、それを前提として課題を探究することである。第二には、先行研究では横尾のみが触れている島内避難について、より幅広く課題を探究することである。

### Ⅲ 前提とする武力攻撃の様相

八重山地域において中国による武力攻撃が発生するトリガーとしては、尖閣諸島における中国官憲の不法入国および中国による台湾侵攻の二つが考えられる。ここでは、それぞれの場合について武力攻撃の様相の一例を示し、じ後の考察の前提とする。

#### 1 尖閣諸島における中国官憲の不法入国の場合

中国は1970年代以降、日本固有の領土である尖閣諸島の領有権を主張し始め、2012年9月11日に日本政府が尖閣諸島を国有化した以降、公船を頻繁に尖閣諸島周辺の日本領海に侵入させている。そして2013年4月26日、中国外務省の華春瑩副報道局長は記者会見において「釣魚島（尖閣諸島の中国名）は中国の領土主権に関する問題であり、当然、中国の核心的利益に属する」と述べた。中国が尖閣諸島を、妥協の余地のない国益を意味する「核心的利益」と公式に位置付けたのは、この時が初めてであった<sup>21</sup>。

近年、中国公船は尖閣諸島周辺で頻繁に日本領海に侵入するだけでなく、そこで操業中の日本漁船を追尾するなど、活動をエスカレートさせている。現在、尖閣諸島に住民はおらず、警察、海上保安庁などの法執行機関の要員も配置されていない。したがって中国が、活動を更にエスカレートさせて官憲を尖閣諸島に上陸させ、領土主権を主張することは容易である。

この場合、日本政府は上陸した中国官憲を出入国管理法違反（不法入国）の疑いで速やかに逮捕するため、警察官や海上保安官を派遣することになる。しかし、尖閣諸島を自国領とする中国の官憲としては、日本の官憲による法執行に唯々諾々と従うことはできず、武器を使用して抵抗する可能性も否定できない。この際、警察官や海上保安官では抵抗を排除できず、逮捕が不可能となった

場合には、日本政府は抵抗を制圧するため、自衛隊の治安出動に踏み切る可能性がある。これに対して中国は、中国軍の武力で自衛隊の活動を阻止することも考えられる。

この際、中国軍は自衛隊の活動拠点となり得る沖縄本島、宮古島、および八重山地域内の石垣島および与那国島の自衛隊関連施設<sup>22</sup>、空港・港湾などに対してミサイル、ゲリラ・特殊部隊などによる攻撃を行うことが想定できる。また中国が八重山地域の民間地域を意図的に攻撃し、日本政府に対して攻撃停止と引き換えに中国の尖閣諸島領有を認めるよう強要する可能性も否定できない。これが、尖閣諸島における中国官憲の不法入国をトリガーとして八重山地域において武力攻撃が発生する場合の一例である。

## 2 中国による台湾侵攻の場合

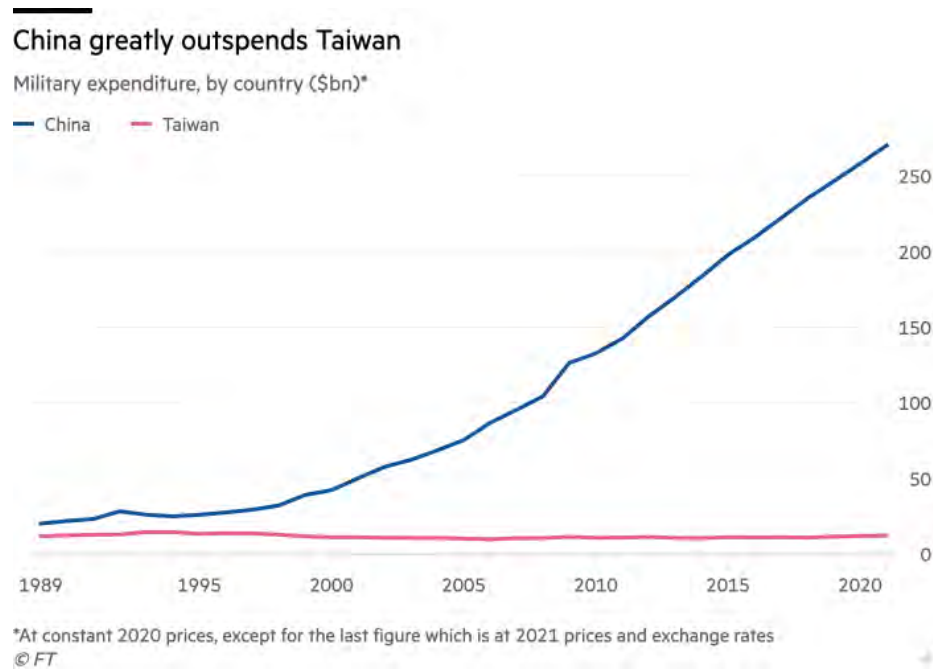
中国にとって台湾は不可分の領土であり、「核心的利益」でもある。したがって中国は、台湾統一の手段として武力行使を放棄しない旨を一貫して表明している。2022年8月10日、中国政府で台湾政策を担当する国務院台湾事務弁公室は「台湾問題と新時代中国統一事業」と題する白書を発表し、その中でも台湾統一のための武力行使を否定しない方針を改めて示した<sup>23</sup>。また、習近平共産党総書記は同年10月16日、中国共産党大会での活動報告の中で台湾統一について「必ず実現しなければならない」と語っている<sup>24</sup>。

一方、台湾政府内で対中国政策を主管する大陸委員会は2022年8月6日、台湾住民を対象とした世論調査の結果について、中国が主張する一国二制度による台湾統一に「賛成しない」との回答が88.8%に上ったと発表した<sup>25</sup>。中国の台湾に対する姿勢が大きく軟化しない限り、こうした台湾の民意が変化することは考えにくく、中国と台湾が平和的に統一される可能性は、現時点では見出しにくい。

こうした中、図表2に示すように中国は一貫して国防費の増額を続ける一方<sup>26</sup>、台湾の国防費は約30年間ほぼ横ばいである<sup>27</sup>。この結果、中国と台湾の軍事バランスの現状について防衛省は「中国軍の台湾本島への着上陸侵攻能力は限定的であるが、その能力は着実に向上している」、「海・空軍力については中国が量的に圧倒しており、質的な面においても急速に強化されている」、「中国は台湾を射程に収める1,000発にも及ぶとされる短距離弾道ミサイルなどを多数保有しており、台湾には有効な対処手段が乏しい」と評価している<sup>28</sup>。中国は2027年までに台湾に侵攻する可能性がある」と指摘した米インド太平洋軍司令官の発言の背景には、こうした中国の台湾に対する軍事的な優勢があるとみられる。

とはいえ、中国の台湾侵攻に際して米国が本格的に軍事介入すれば、武力統一は容易ではない。もちろん、米国は台湾防衛の意志を明確にしない「曖昧戦略」を維持しており、必ず軍事介入するとは言い切れない<sup>29</sup>。しかし中国は、武力統一に踏み切る際には米国の軍事介入を想定し、これを妨害する措置を講じるであろう。この際に中国は、台湾に近く、米国が軍事介入する上で重要となる作戦拠点および部隊をミサイル、ゲリラ・特殊部隊などで攻撃することが考えられる。具体的に

図表2 中国および台湾の公表国防予算の推移



“Taiwan: preparing for a potential Chinese invasion”, The Financial Times, JUNE 7 2022,  
<https://www.ft.com/content/0850eb67-1700-47c0-9dbf-3395b4e905fd>

は、日本本土、沖縄本島、グアム島などに所在する米軍の部隊、基地、飛行場、港湾、兵站施設、指揮・通信施設ならびに東シナ海・南シナ海周辺の米海軍、空軍、海兵隊部隊などが攻撃目標となろう<sup>30</sup>。

なお中国としては、自衛隊が米軍を支援したり、米軍が日本の民間施設を使用したりすることも妨害するであろう。したがって、沖縄本島、宮古島、および八重山地域内の石垣島および与那国島の自衛隊施設、民間空港・港湾が中国軍によるミサイル、ゲリラ・特殊部隊などによる攻撃を受ける可能性は否定できない。また中国が、八重山地域の民間地域を意図的に攻撃し、日本政府に対して攻撃停止と引き換えに米軍への支援の停止を強要することも想定できる。これが、中国による台湾侵攻をトリガーとして八重山地域において武力攻撃が発生する場合の一例である。

#### IV 島外避難における課題

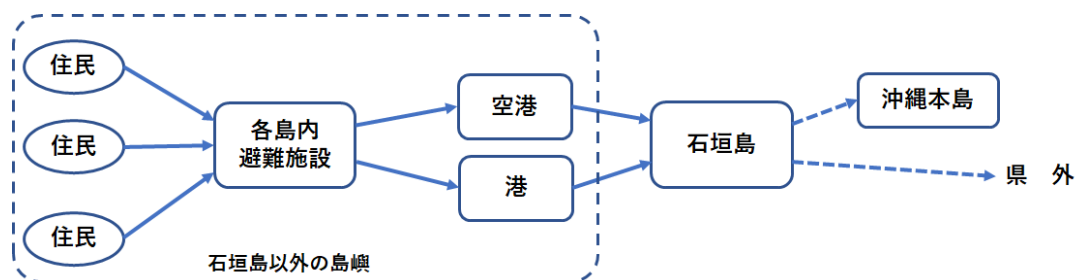
まず、先行研究が指摘している島外避難における課題について整理してみたい。中林は、先島諸島における島外避難における課題を「武力攻撃災害<sup>31</sup>における（武力攻撃事態等の認定前の）事前避難」および「事態認定後の必要な輸送力確保」の2点としている<sup>32</sup>。なお、前者の課題の前提には、島外避難の開始時期を早めなければ輸送手段の確保および輸送の際の安全確保が難しいとの認識がある。また塩川は、海路および空路において完全に保護されるのは、紛争当事国間の合意に基づく安導券<sup>33</sup>を与えられた船舶・航空機のみであり、それ以外の船舶・航空機では拿捕、あるいは

攻撃のリスクがあると指摘している<sup>34</sup>。更に横尾は、マリアナ戦における島外避難を分析し、「移動間の安全確保」および「避難先の生活保障」の2点が重要との認識を示している<sup>35</sup>。

なお、民間人の島外避難には海路・空路での輸送が伴うことから、国土交通省の役割は大きい。同省が2004年12月に作成した「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」では、島外避難の場合には輸送手段に大きな制約があることが前提となっており、輸送の安全確保への十分な配慮が求められている<sup>36</sup>。こうした先行研究および国土交通省の示した基本的な考え方を整理すると、住民の島外避難における課題は、①輸送手段の確保、②輸送の安全確保、および③避難先での生活保障の3点に集約できる。ただし、③は島内避難の場合と重なる課題であるため、後述する島内避難の部分で触れることとし、ここでは①および②に焦点を当てる。

以下、島外避難における「輸送手段の確保」および「輸送の安全確保」についてⅢで述べた八重山地域における中国による武力攻撃の様相を踏まえつつ、具体的に考察する。ちなみに、八重山地域での島外避難では図表3に示すように石垣島への避難、ならびに石垣島から沖縄本島、あるいは県外への避難が想定されている<sup>37</sup>。

図表3 八重山地域における避難の基本パターン



「沖縄県国民保護計画」に基づき著者作成

## 1 輸送手段の確保における課題

国土交通省の「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方について」では、離島外への避難に際しては、①運送事業者の航空機・船舶、②自治体が保有する航空機・船舶、③防衛省および海上保安庁の航空機・船舶を使用することが想定されている<sup>38</sup>。

しかし、防衛省の航空機・船舶については、武力攻撃下では侵害排除の任務を優先する必要があることから、確実に使用できる保証はない<sup>39</sup>。加えて、防衛省の航空機・船舶は武力攻撃下では交戦国の攻撃対象となるため、輸送される民間人には大きなリスクがある。また、海上保安庁の航空機・船舶についても、武力攻撃下では不審船への警戒などに従事するため、民間人の避難に多くを割く余裕は無い。他方、自治体が保有する航空機・船舶としては、沖縄県が漁業取締船1隻（総トン数61トン）、漁業調査船1隻（総トン数176トン）、県立高校実習船1隻（総トン数699トン）

などを保有しているが、これらの船舶を民間人の避難に使用したとしても、隻数が少ないため避難の主力にはなり得ない。

したがって、島外避難の輸送手段は運送事業者の航空機・船舶に負うところが大きくなる。ただし、武力攻撃事態では八重山地域のみならず宮古列島あるいは沖縄本島などからも島外避難が行われる可能性が高く、八重山地域に他の地域から輸送力を転用することは困難となる。これらを踏まえて中林は、平素から八重山地域で就航している運送事業者の航空機・船舶のみを使用して、八重山地域の民間人（島民および旅行者）約7.5万人を島外に避難させた場合、避難完了まで18日程度を要すると試算している<sup>40</sup>。

しかし、尖閣諸島における中国官憲の不法入国および中国による台湾侵攻は、予告無しに始まる可能性が高く、民間人の島外避難を18日程度前から始めることは実現性に乏しい。実際には、武力攻撃が始まってから、又はその直前に避難が始まるため、民間人を速やかに島外に避難させるには、現状よりも遥かに大きな輸送力が必要になる。したがって、輸送手段の確保における課題は、平素から八重山地域で就航している運送事業者の航空機・船舶のみでは、輸送力が著しく小さいことである。

なお、沖縄県は八重山地域で平素から運航している航空・海運事業者を指定地方公共機関に指定しているが<sup>41</sup>、これらの事業者が武力攻撃下で住民の避難に従事することは保証されるものではない。もちろん、これらの事業者は正当な理由が無い限り沖縄県からの要請に応じなければならず、これに応じない場合には内閣総理大臣は当該事業者に対して要請に応じるよう指示することができる。ただし、この場合でも安全が確保されていることが条件となっており<sup>42</sup>、武力攻撃下でこの条件を満たすことは難しい。なお、航空運輸事業者については海運事業者よりも安全を優先する姿勢が強く、海路での避難が可能な場合でも空路による避難が期待できない場合もあり得る<sup>43</sup>。

これまで述べたように、島外避難のための輸送手段の確保は大きな課題に直面している。ただし、課題はそれに留まらない。国土交通省の「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方について」は、離島内の空港及び港湾までの避難者の誘導については地域を管轄する市町村が中心となって行うことを基本としている<sup>44</sup>。しかし、避難者の誘導のための手段を確保することも難しい。

例えば石垣島では、石垣空港と石垣港が島外避難の主要なターミナルとなるが、これらのターミナルに約5万人の民間人が一斉に殺到すれば、大きな混乱は避けられない。このため、人数を区切って住民をターミナルに誘導する必要がある。また、障害者、高齢者、難病患者、妊産婦等の避難行動要支援者の誘導にあたっては、特別な支援が必要となる<sup>45</sup>。このように、避難者の誘導は複雑であり、適切に実施するためには多くの人手を要する。しかし、多くの住民が武力攻撃の危険から逃れようとする中、自治会などのボランティアによる誘導に多くを期待することは難しい。このため、市役所職員、警察、消防、自衛隊といった公的機関の要員が誘導に従事することになるが、武力攻撃下では自衛隊や警察は防衛作戦や治安維持が優先となり、多くの要員を避難誘導に割くこ



とはできない。また、消防についても石垣消防団の団員数は2021年4月時点で91名<sup>46</sup>であり、十分な人数とは言えない。つまり、避難者の誘導手段の確保ができなければ、仮に島外避難のための輸送手段が確保されたとしても円滑な島外避難の実施は困難になる。

## 2 輸送の安全確保における課題

武力攻撃下では、民間人の島外避難に際して使用できるのは主として民間の船舶・航空機および民間の空港・港湾となる。しかし、八重山地域の各島嶼内の民間空港・港湾はミサイル、ゲリラ・特殊部隊などによる攻撃を受ける可能性があり、その場合、空港や港湾に集まっている民間人が被害を受けることは想像に難くない。ウクライナにおいても民間人の避難の拠点となっている鉄道の駅がロシアによるミサイル攻撃を受け、多くの住民が犠牲となる事例が発生している<sup>47</sup>。また、港湾が機雷によって封鎖されれば、掃海によって安全な航路を啓開しない限り、民間人の避難のための船舶の出入港は不可能となる。更に、避難する民間人を乗せて八重山地域を移動中の船舶・航空機が、故意又は偶発的な攻撃を受けて沈没・墜落することもある。

こうした攻撃によるリスクは、住民に島外避難を躊躇させる大きな要因となる。太平洋戦争においても、1944年3月、サイパン島からの疎開者（島外避難者）第一陣を乗せた輸送船「亜米利加丸」が米潜水艦の魚雷攻撃により沈没して約500名が行方不明となったため、サイパン島の住民の中には疎開（島外避難）を拒む者も生じている<sup>48</sup>。したがって、武力攻撃下での島外避難を進める上では、輸送手段の確保よりも輸送の安全確保の方が重要との見方もできる。

武力攻撃下での輸送の安全確保は、①輸送の拠点となる空港・港湾およびそこに至る経路上における安全確保、②輸送間の安全確保、に区分できる。まず、八重山地域において島外避難の拠点となる空港は、石垣空港、与那国空港および波照間空港の三カ所のみである<sup>49</sup>。また、定期航路が就航している港は、西表島に二カ所、石垣島、与那国島、波照間島、小浜島、竹富島、黒島および鳩間島に各一カ所である<sup>50</sup>。したがって、これらの限定された空港・港およびそこに至る経路には島外に避難する多数の住民が集中する場合があります。攻撃によって大きな犠牲が生じる可能性がある。

また、輸送間の安全確保について塩川は、安導券の付与は紛争当事国の合意を前提としているため、合意が得られない場合には安導券を持たない船舶・航空機を使用せざるを得ないと指摘している<sup>51</sup>。この点に関しては、本稿が前提としている武力攻撃の様相では予告なしに武力攻撃が始まることから、攻撃が始まった時点で安導券を付与された船舶・航空機は存在し得ない。このため、武力攻撃が始まった以降に日本政府は中国政府に対して安導券の付与に関する交渉を呼びかけることになるが、中国政府が交渉を受け入れるかは不透明である。また、仮に交渉が進んだとしても、実際に安導券が付与されるまでには多くの時間を要することが想定される。したがって、八重山地域の自治体が島外避難を急ぐ場合には、安導券を持たない船舶・航空機を使用せざるを得ない。

この際、中国が八重山地域の周辺海空域の航行・飛行を禁止すると宣言した場合、これらの船舶・航空機は拿捕の対象となり、場合によっては攻撃される可能性も否定できない。例えば、ロシ

アは2022年2月25日に黒海北西部指定海域の航行を禁止する旨を宣言し、それ以降、複数の民間船舶がウクライナへの支援といった攻撃を正当化する行為をしていないにもかかわらず、ロシアからのミサイル攻撃を受けている。また、それらの攻撃は警告なしに行われたと報じられている<sup>52</sup>。このように、武力攻撃下では船舶・航空機による輸送間の安全は保証されるものではない。

なお、民間の船舶・航空機はミサイルなどによる攻撃を妨害または回避するための特殊な装備<sup>53</sup>を有しないため、運航方法を工夫して被発見率を下げ、攻撃を回避することが必要となる。具体的には夜間の航行・飛行、高速での航行・飛行、船舶であれば陸地沿いの航行、航空機であれば低空飛行などである。こうした通常と異なる運航方法を安全に行うためには平素からの訓練が必要であるが、こうした訓練は行なわれていない。

## V 島内避難における課題

八重山地域での島外避難の目的は、尖閣諸島や台湾に近いが故に激しい攻撃に晒される可能性がある地域から逃れることである。しかし、島外避難には輸送手段の確保および輸送の安全確保に関する課題がある。一方、島内避難の目的は島外避難の課題（リスク）を回避することである。とはいえ、激しい攻撃が予想される八重山地域の島内に残った民間人の安全確保は容易ではない。この際、安全確保上の脅威となるのは、ミサイル、ゲリラ・特殊部隊による攻撃だけではない。島嶼への着上陸侵攻が行われた場合には、島嶼内での地上戦闘が民間人に危険を及ぼし、万が一、島嶼が占領された場合には、ロシアがウクライナで行っているような民間人に対する非人道的な行為が行われる可能性も否定できない。また、敵の侵攻後に自衛隊が島嶼奪回作戦を行えば、これも島嶼内での戦闘によって民間人が危険に晒される。横尾は、島内避難に際して民間人の安全を守るためには軍民分離の徹底が重要と指摘するとともに、民間人用の避難施設の整備についても言及している<sup>54</sup>。そこで本章では、八重山地域での島内避難に際する軍民分離における課題、ならびに避難施設に関する課題について考察する。また、武力攻撃下の島嶼において民間人が安定的な避難生活を送る上での課題についても付言する。

### 1 軍民分離における課題

軍民分離とは、軍（自衛隊）と民間人とを分離して民間人が戦闘に巻き込まれることを防ぐための手段である。この際、本稿では中国による武力攻撃が予告なしに始まることを前提にしているため、民間人の被害を防ぐためには、平素から自衛隊と民間人との分離が必要となる。自衛隊と民間人との分離の方法としては、①自衛隊と民間人との物理的・空間的な分離、②自衛隊と民間人の連携・協力の停止などの関係性の分離という二つが考えられる。まず、自衛隊と民間人との物理的・空間的な分離とは、自衛隊が活動する地域と民間人が活動する地域とを離隔することである。これにより、意図的あるいは偶発的に攻撃される場合を除き、民間人が戦闘に巻き込まれるリスクは低

下する。他方、民間人が自衛隊に対して保護を求めたり、水、食糧、物資、医療などの提供を求めたりする場合には、自衛隊がこれを拒絶することは難しく、自衛隊と民間人との物理的・空間的な分離が不十分となることもあり得る。

一方、自衛隊と民間人を物理的・空間的に分離していても通信、補給、整備、輸送、医療、サイバーなどの戦闘を支える機能では、民間人や民間企業が自衛隊を支える場合が多い。これらの機能は自衛隊の活動には不可欠であるため攻撃の対象となり、民間人が巻き込まれるリスクは大きい。したがって、自衛隊と民間人との連携・協力の停止などの関係性の分離は、これらの機能に関わる民間人の安全確保に資することとなる。他方、自衛隊と民間人との連携・協力の停止は自衛隊の機能不全を招き、自衛隊による侵害排除のための活動を阻害し、自衛隊が武力攻撃から民間人を守ることを困難にするという逆効果を生む可能性がある。

また、民間人が自発的に自衛隊に直接的・間接的に協力する可能性がある。1982年にアルゼンチンが英国のフォークランド諸島を攻撃した際にはフォークランド諸島内の全ての民間人が島内で避難していたが、一部の民間人はアルゼンチン軍の電話線を切断するなどの抵抗運動を行った<sup>55</sup>。また、スパイ容疑でアルゼンチン軍に逮捕、監禁された民間人もいた<sup>56</sup>。一方、ロシアに侵攻されたウクライナでは、ウクライナの民間人が侵攻したロシア軍に関する情報をウクライナ軍に提供したり、ドローンを使ってロシア軍を攻撃したりしている<sup>57</sup>。こうした活動は軍民分離とは相容れないものであり民間人を危険に晒すものであるが、民間人の自発的な活動を止めさせることは難しい。

なお、民間人が戦闘に巻き込まれることを防ぐためには、戦闘の状況などに関する情報を民間人にも提供する必要がある。フォークランド紛争では英国放送協会（BBC）が英軍の状況についてラジオで毎日35分間放送し、多くの民間人が密かにこれを聴取していた<sup>58</sup>。フォークランド紛争では島内で地上戦および砲爆撃も行われたが、民間人約1,800人の中で戦闘の犠牲となったのは3名のみであった。この犠牲者の少なさには、このBBCによるラジオ放送が寄与している可能性もある。この軍から民間への一方通行のコミュニケーションは、軍民の関係性の分離の視点からはグレーゾーンであるが、民間人の安全を確保する上で不可欠とも言える。

軍民分離には、一般的には民間人が戦闘に巻き込まれることを防ぐというメリットがある。しかし、完全な自衛隊と民間人との分離には、①自衛隊による侵害排除のための活動を阻害する、②自衛隊と民間人が、民間人の安全のためのコミュニケーションを取れなくなる、といったデメリットもある。また、民間人が自発的に自衛隊を支援する活動を皆無にすることは難しく、総じて言えば自衛隊と民間人との完全な分離は実現性に乏しい。したがって、自衛隊と民間人との分離を目指す際には、防衛に任ずる自衛隊の活動を阻害することなく、同時に自衛隊と民間人とのコミュニケーションを維持しつつ民間人の安全を最大限確保するという難しい着地点を見出す必要がある。

## 2 避難施設に関する課題

ウクライナでは、多くの民間人が冷戦期などに整備された地下施設に避難してロシアによるミサイル攻撃、砲爆撃などから身を守っている。同様に、八重山地域でも武力攻撃に備えて地下施設を整備する必要がある。2021年4月1日の時点で国民保護法に基づいて沖縄県知事が指定している緊急一時避難施設（ミサイル等による被害を軽減できるコンクリート建造物で一時的な避難に活用できる施設）は938か所であるが、地下施設は沖縄本島内の6か所のみであり<sup>59</sup>、八重山地域には皆無である。

政府は、沖縄県の先島諸島にミサイル攻撃などから民間人の身を守るシェルターの設置を検討しており、2023年度予算にシェルター整備に向けた調査費を盛り込んだとの報道もある<sup>60</sup>。しかし、例えば石垣島では、約5万人の民間人を全て収容可能な地下施設を建設することは、膨大な経費と時間を必要とするため現実的とは言えない。このため、地下施設以外の地上の避難施設を整備する必要が生じるが、ミサイル攻撃などが予想される状況で、学校や公民館などの自然災害時と同じ避難施設で民間人の安全を確保できるかは疑わしい。なお、フォークランド紛争では多くの住民が一つの避難施設に集まると、そこが攻撃された場合に多数の犠牲者が生じることが懸念されていた。このため住民は、自宅に留まったり、最寄りの石造りの堅固な家に身を寄せたりといった方法を取っていた<sup>61</sup>。八重山地域でも、武力攻撃下での適切な避難先について更なる検討が必要であろう。

また、避難施設が誤って攻撃されないようにするため、避難施設の位置について中国側と情報を共有し、当該施設への攻撃禁止を要請する必要がある。とはいえ、武力攻撃下において中国側との情報共有をタイムリーに実施できる保証はなく、赤十字国際委員会などを通じた交渉のチャンネルおよび交渉要領を平素から準備しておく必要がある。ただし、避難施設の位置を通報すれば、そこが意図的に攻撃される可能性が生じる。

## 3 避難先での生活保障に関する課題

民間人の島内避難では、水、食糧、燃料、医薬品などの必需品を安定的に供給することは不可欠である。この際、武力攻撃下の八重山地域では海路・空路で必需品を運び込むことは困難であるため、各島嶼あるいは各避難施設に必需品を備蓄する必要がある。現在、沖縄県では災害に備えた3日～1週間分の備蓄を奨励しているが<sup>62</sup>、戦闘が長期化することを想定すれば、更に多くの備蓄が求められる。ちなみに、ウクライナでは欧州などから必需品を運び込むことは八重山地域よりも遥かに容易であるが、それでも多くの人々が必需品の不足に苦しんでいる。国連人道問題調整事務所（UNOCHA）は2022年10月28日の時点でウクライナでは約1,800万の人々に対する人道支援が必要だと発表しており<sup>63</sup>、この人数はウクライナの人口の約43パーセントに上っている。このように、武力攻撃下で民間人に必需品を補給することは極めて困難である。また、避難が長期化する場合には情報、医療、介護、教育などの住民サービスの維持も不可欠となり、こうしたサービスを担う人材およびサービスに用いる資機材を島嶼内で確保しておく必要が生じる。このように、避難

先での生活保障に関する課題は多い。

## VI おわりに：更なる課題

現在の八重山地域における民間人の避難は、島外避難が前提となっている。しかし、武力攻撃が始まる前にその兆候を察知し、島外避難を行うというストーリーは現実的であろうか。情報収集手段が発達した現代でも、武力攻撃の開始を高い確度で予測することは難しい。それは、侵攻する側が侵攻開始時期を秘匿・偽偏するためである。ロシアによるウクライナ侵攻においても、ウクライナ国境付近のロシア軍の動向を注視していた欧米諸国の政府ですら、侵攻が近づいていると警告していたものの、2月24日に侵攻が始まると確信をもって示すことは無かった。このケースと同様に、八重山地域での島外避難は武力攻撃が始まってから行わざるを得ない可能性が高く、その場合には、避難のための船舶・航空機の確保はままならず、大きな危険も付きまとう。このように考えると、島外避難を前提とした現在の避難計画を見直す必要性が浮上する。より現実的に考えるならば、島内避難を前提とし、状況が許す場合に島外避難を行う方が妥当であろう。したがって、島内避難における様々な課題への取り組みを、今後一層強化していくことが求められる。

さて、これまでは八重山地域における民間人の避難について多くの課題を指摘してきた。しかし、八重山地域にはこれらの課題を更に複雑化させる課題がある。それは、中国の台湾進攻に際して台湾から多くの人々が八重山地域に流入する可能性である。

「はじめに」で述べたように、ロシアに侵攻されたウクライナでは、人口の約19パーセントもの人々が国外に逃れている。同様に、中国に侵攻された台湾の人々が海外に脱出することは止めようがない。この際、中国軍による台湾周辺の海域・空域の封鎖、あるいは台湾の空港や港湾への攻撃が予想されるため、民間機および大型の船舶による脱出は困難であろう。したがって、台湾からの主要な脱出の手段は漁船やプレジャーボートなどの小型船舶となる。その場合、これらの小型船舶が向かう先は、台湾に近接する八重山地域およびフィリピン北部となる。仮に、台湾の人口（約2,340万人）<sup>64</sup>の1パーセントの人々が八重山地域に流入した場合、その数は約23万人となる。日本政府としては、人道的見地からこれらの人々を難民として受け入れ、適切な支援と保護を与える必要がある。したがって、八重山地域での島内避難は、台湾からの難民受け入れを含めて計画し、準備を進める必要がある<sup>65</sup>。その際、武力攻撃下で外部との交通が著しく制約される八重山地域では、台湾からの難民への対応は主として地元自治体が行わざるを得ない。しかし、地元の民間人の避難への対応などで手一杯の自治体が台湾からの難民に対応することは難しいため、平素から沖縄県や国を含めた態勢を構築しておく必要がある。

最後に、別の視点から武力攻撃下における民間人の保護を眺めてみたい。武力攻撃下における台湾からの難民を含む民間人の保護は、日本政府として人道的な見地から必ず実施すべき事項であり、同時に、侵略への抵抗に対して国内外からの支持・支援を受ける上でも不可欠である。なぜな

ら、もし民間人の保護を怠れば、そのような非人道的な政府は支持・支援に値しないと国内外から見做されるからである。このことは、民間人の保護は情報戦の舞台となることを示唆している。ウクライナでは、民間人に多くの犠牲者が出ているがロシア・ウクライナ両国はお互いに相手を非難している。これは、国内外からの非難の矛先を相手側に向けるための情報戦でもある。

八重山地域での武力攻撃事態では、中国側は日本側が民間人の保護を適切に行っていないとのフェイクニュースを拡散させ、日本政府への国内外からの支持・支援の低下を狙うであろう。したがって日本側としては、民間人の保護を適切に行うことは勿論、それを国内外に正確かつ積極的に発信する必要がある。そのためには、SNSなどの多様なメディアおよび多様な言語を通じて政府や自治体が民間人の保護に真摯に取り組むとのメッセージを継続的に発信すること、民間人保護の状況を国内外に伝えること、国内外のメディアに民間人の保護の状況取材させること、民間人の保護にUNHCR、UNOCHA、赤十字国際委員会などの国際的な機関を参画させることなどが対策として考えられる。

日本は太平洋戦争では民間人の保護を適切に行い得なかった。沖縄では、激しい戦闘で多くの民間人が命を落とした。日本はこの轍を繰り返してはならない。そして、民間人の保護が情報戦の側面を帯びるようになった今、情報の発信も含めた民間人の保護の在り方を見直すことは喫緊の課題であろう。

<sup>1</sup> “Refugee Data Finder”, UNHCR, 27 October 2022, <https://www.unhcr.org/refugee-statistics/> (2022年10月29日アクセス)。

<sup>2</sup> UNHCRは、紛争に巻き込まれたり、宗教や人種、政治的意見といった様々な理由で迫害を受けるなど、生命の安全を脅かされ、国境を越えて他国に逃れなければならなかった人々のことを「難民」と定義している。

「難民・国内避難民 | 故郷を追われた人とは」、国連UNHCR協会、<https://www.japanforunhcr.org/refugee-facts/what-is-a-refugee> (2022年8月15日アクセス)。

<sup>3</sup> “Operational Data Portal, UKRAINE REFUGEE SITUATION”, UNHCR, <https://data.unhcr.org/en/situations/ukraine> (2022年10月29日アクセス)。

<sup>4</sup> 「ウクライナ基礎データ」、外務省、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ukraine/data.html> (2022年8月14日アクセス)。

<sup>5</sup> UNHCRは、「国内避難民」とは国境を越えていないことから、国際条約で難民として保護されない人々のことと定義している。しかしUNHCRは、難民と国内避難民の苦境は同質であることが多いので、共通の支援対策を執ることが最も現実的であることも多いと付言している。

「難民・国内避難民 | 故郷を追われた人とは」、国連UNHCR協会、<https://www.japanforunhcr.org/refugee-facts/what-is-a-refugee> (2022年8月22日アクセス)。

<sup>6</sup> “Ukraine Internal Displacement Report, General Population Survey, Round 8”, IMO, 23 August 2022,

[file:///C:/Users/yoshitomi.nozomu/Downloads/IOM\\_Gen%20Pop%20Report\\_R8\\_ENG\\_updated%20logo%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/yoshitomi.nozomu/Downloads/IOM_Gen%20Pop%20Report_R8_ENG_updated%20logo%20(1).pdf) (2022年10月29日アクセス)。

<sup>7</sup> 防衛省『令和4年版防衛白書』、日経印刷株式会社、令和4年7月、2頁。

<sup>8</sup> 防衛省『令和4年版防衛白書』、31頁。

- <sup>9</sup> 防衛省『令和4年版防衛白書』、49頁。
- <sup>10</sup> 重要影響事態とは「そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等わが国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」であり、存立危機事態とは「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」である。武力攻撃事態とは「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」である。防衛省『令和4年版防衛白書』、224頁および226頁。
- <sup>11</sup> 「中国による弾道ミサイル発射事案後の岸防衛大臣臨時会見」防衛省・自衛隊、令和4年8月4日、[https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2022/0804a\\_r.html](https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2022/0804a_r.html) (2022年8月13日アクセス)。
- <sup>12</sup> 米インド太平洋軍司令官のデービッドソン海軍大将 (Adm. Phil Davidson) は、2021年3月9日に開催された米上院軍事委員会において、今後6年以内に中国が台湾に侵攻する可能性がある旨を証言している。
- <sup>13</sup> 「台湾有事「恐れる」81%」、『日本経済新聞』、2022年8月12日。
- <sup>14</sup> 「離島住民の避難体制構築を 八重山市長会要請」、『沖縄テレビ放送』、2022年8月9日。
- <sup>15</sup> 「八重山地域の概要」、沖縄県ホームページ、<https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norin-yaeyama-nosui/keikaku/yaeyamanogaiyou.html> (2022年8月18日アクセス)。
- <sup>16</sup> 平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称された。
- <sup>17</sup> 先島諸島とは、沖縄県の宮古島 (宮古島市) を中心とする宮古諸島と、石垣島 (石垣市) や与那国島 (与那国町) などからなる八重山諸島の総称である。
- <sup>18</sup> 中林啓修 (2018年) 「先島諸島をめぐる武力攻撃事態と国民保護法制の現代的課題—島外への避難と自治体の役割に焦点をあてて—」、『国際安全保障』第46巻第1号、88—106頁。
- <sup>19</sup> 塩川洋志 (2014) 「武力紛争時における避難文民の輸送に関する国際法的考察」、『波濤』通巻第228号、106-117頁。
- <sup>20</sup> 横尾和久 (2015) 「マリアナ戦史に見る離島住民の安全確保についての考察—事前の島外避難及び地上戦における島内避難を焦点として—」、『陸戦研究』2015年12月号、1-27頁。
- <sup>21</sup> 「中国、尖閣は「核心的利益」と初めて明言」、日本経済新聞電子版、2013年4月26日、[https://www.nikkei.com/article/DGXNASFS2603U\\_W3A420C1PP8000/](https://www.nikkei.com/article/DGXNASFS2603U_W3A420C1PP8000/) (2022年8月31日アクセス)。
- <sup>22</sup> 沖縄本島には陸上・海上・航空自衛隊の、宮古島には陸上および航空自衛隊の、石垣島には陸上自衛隊の、与那国島には陸上自衛隊の関連施設が所在している (石垣島には2023年に開設予定)。
- <sup>23</sup> 「中国政府、台湾への武力行使「最後の手段」」、日本経済新聞電子版、2022年8月10日、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM1033D0Q2A810C2000000/> (2022年8月31日アクセス)。
- <sup>24</sup> 「台湾統一「必ず実現」」『日本経済新聞』2022年10月17日。
- <sup>25</sup> 「一国二制度、9割が拒否 台湾世論調査」、産経ニュース、2020年8月6日、<https://www.sankei.com/article/20200806-A2RBTWW4ZI5BMVYVIXTYKRMJQ/> (2022年8月31日アクセス)。
- <sup>26</sup> 防衛省『令和3年版防衛白書』、日経印刷株式会社、令和3年7月、21頁。
- <sup>27</sup> 防衛省『令和4年版防衛白書』、72頁。
- <sup>28</sup> 防衛省『令和4年版防衛白書』、73頁。
- <sup>29</sup> 「台湾防衛の「あいまい戦略」やめたのか? バイデン氏「ノー」と否定」、朝日新聞デジタル、2022年5月24日、<https://www.asahi.com/articles/ASQ5S4TB9Q5SUHBI015.html> (2022年9月1日アクセス)。
- <sup>30</sup> Yoshihara. T. (2010), “Chinese Missile Strategy and the U.S. Naval Presence in Japan”, Naval War College Review, Vol. 63, No. 3, pp.46-52, <https://indianstrategicknowledgeonline.com/web/CHINESE%20MISSILE%20STRATEGY%20AND%20THE%20U.S.%20NAVAL.pdf> (2022年9月1日アクセス)。
- <sup>31</sup> 武力攻撃災害とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質

の放出その他の人的又は物的災害を意味する。

- <sup>32</sup> 中林 (2018)、101頁。
- <sup>33</sup> 安導券 (safe-conduct) とは、交戦国が敵国民などに自国の領域または占領地を自由かつ安全に通行することを許可する文書をいう。
- <sup>34</sup> 塩川 (2014)、116頁。
- <sup>35</sup> 横尾 (2015)、24頁。
- <sup>36</sup> 国土交通省「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」2004年12月、<https://www.mlit.go.jp/security/ritou.pdf> (2022年8月22日アクセス)。
- <sup>37</sup> 沖縄県「沖縄県国民保護計画」平成30年4月変更、117—118頁、<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/bosai/kikikanri/documents/kokuminnhogokeikaku.pdf> (2022年9月2日アクセス)。
- <sup>38</sup> 国土交通省「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」4頁。
- <sup>39</sup> 河木邦夫 (2009)「国民保護法制下における国民保護組織の運用—実働組織を中心に—」、『防衛大学校紀要』第99輯、48頁。
- <sup>40</sup> 中林 (2018)、98頁。
- <sup>41</sup> 沖縄県「指定公共機関一覧」平成27年12月16日現在、<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/bosai/kikikanri/documents/h27siteichihoukoukyoukikan.pdf> (2022年9月2日アクセス)。
- <sup>42</sup> 浜谷英博 (2004)『要説 国民保護法 責任と課題』、内外出版、32頁。
- <sup>43</sup> 中林 (2018)、92頁。
- <sup>44</sup> 国土交通省「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」1頁。
- <sup>45</sup> 石垣市国民保護計画では、避難行動要支援者への支援措置として下記の①～④が記載されている。  
 ①防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「(仮称) 避難行動支援等委員会」の設置  
 ②消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認  
 ③社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施  
 ④一人ひとりの避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定 (地域の避難行動要支援者マップを作成する等) 等  
 石垣市「石垣市国民保護計画～避難実施要領のパターン編～」令和元年12月、41頁、  
<https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/material/files/group/3/hinannjissiyouryounopata-n.pdf> (2022年10月15日アクセス)。
- <sup>46</sup> 石垣消防団「消防の組織概要」  
<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/welcome/search/item/pdf/473.pdf> (2022年10月13日アクセス)。
- <sup>47</sup> 「ウクライナ東部の駅にミサイル攻撃、子ども含む避難民ら50人死亡」朝日新聞デジタル、2022年4月9日、  
<https://www.asahi.com/articles/ASQ4902XBQ48UHBI052.html> (2022年9月3日アクセス)。
- <sup>48</sup> 横尾 (2015)、9頁。
- <sup>49</sup> 沖縄県「沖縄県の空港」、<https://www.pref.okinawa.jp/airport/index/> (2022年9月3日アクセス)。
- <sup>50</sup> 沖縄観光コンベンションビューロー「八重山諸島の交通アクセス」、2022年、  
[https://www.okinawastory.jp/access/info/yaeyama\\_region](https://www.okinawastory.jp/access/info/yaeyama_region) (2022年9月3日アクセス)。
- <sup>51</sup> 塩川 (2014)、116頁。
- <sup>52</sup> 石井由梨佳「ロシア—ウクライナ戦争と黒海における民間船舶の航行」Action(活動) 週刊経団連タイムス、2022年7月14日、  
[https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0714\\_13.html](https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0714_13.html) (2022年10月16日アクセス)。
- <sup>53</sup> チャフ (英: chaff) は、電波を反射するアルミ箔などの物体を空中に撒布してレーダーによる航空機の探知を妨害する装備。フレア (英語: Flare) は、マグネシウムなどの発熱物質を空中に放出して、対空



ミサイルなどの赤外線センサーを欺瞞する装備。

- <sup>54</sup> 横尾 (2015)、24-26 頁。
- <sup>55</sup> サンデー・タイムズ特報部 (1983) 『フォークランド紛争―“鉄の女”の誤算』、原書房、96 頁。
- <sup>56</sup> 関口高史 (2014) 「我が国の島嶼防衛には何が必要か (3・完) ―フォークランド紛争における教訓―」、『陸戦研究』、平成 26 年 4 月号、12 頁。
- <sup>57</sup> 佐藤仁「ウクライナ「ギークたちが民生品ドローンを改良してロシア軍に爆弾投下のゲリラ部隊に」新しい世代の戦争」Yahoo ニュース Japan、2022 年 10 月 2 日、  
<https://news.yahoo.co.jp/byline/satohitoshi/20221002-00317754> (2022 年 10 月 22 日アクセス)。
- <sup>58</sup> Freedman, L (2007), *The Official History of the Falklands Campaign VOL.II*, Routledge, p-106.
- <sup>59</sup> 吉富望 (2022) 「ウクライナ戦争から見る沖縄 住民を守るためには」、Wedge ONLINE、<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/26565> (2022 年 9 月 11 日アクセス)。
- <sup>60</sup> 「先島諸島にシェルター検討」、『日本経済新聞』、2022 年 10 月 14 日。
- <sup>61</sup> Freedman, L (2007), pp. 636-637.
- <sup>62</sup> 沖縄県「災害に対するご家庭での備え」、  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/bitiku.html> (2022 年 9 月 11 日アクセス)。
- <sup>63</sup> OCHA, “UKRAINE Situation Report”, 26 Oct 2022,  
<file:///C:/Users/yoshitomi.nozomu/Downloads/Ukraine%20-%20Situation%20Report,%2026%20Oct%202022.pdf> (2022 年 10 月 31 日アクセス)。
- <sup>64</sup> 外務省「台湾 (Taiwan) 基礎データ」令和 4 年 4 月 12 日、  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/data.html> (2022 年 10 月 17 日アクセス)。
- <sup>65</sup> 吉富望 (2022) 「ウクライナ戦争から見る沖縄 住民を守るためには」。